

令和8年度 市民税・県民税申告の手引き

由利本荘市

1. 市民税・県民税の申告が必要な方

●令和8年1月1日現在、由利本荘市に居住している方で、前年中（令和7年1月1日から12月31日まで）に合計所得金額が38万円を超える収入のあった方 ※合計所得金額に非課税所得は含みません

◆合計所得金額が38万円以下の方や非課税所得のみの方でも以下に該当する場合は申告をお願いします

ただし、市内に住所を有する親族の税法上の扶養となっている場合は申告不要です

- ・国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方
- ・介護保険の被保険者の方
- ・国民年金に加入している方で免除制度を利用される方
- ・所得証明書等の発行が必要な方
- ・その他、所得等の情報が必要なサービスを利用される方

※※※ 申告がない場合、各種サービスに影響が及ぶ場合があります ※※※

上記のうち、市民税・県民税の申告が必要のない方

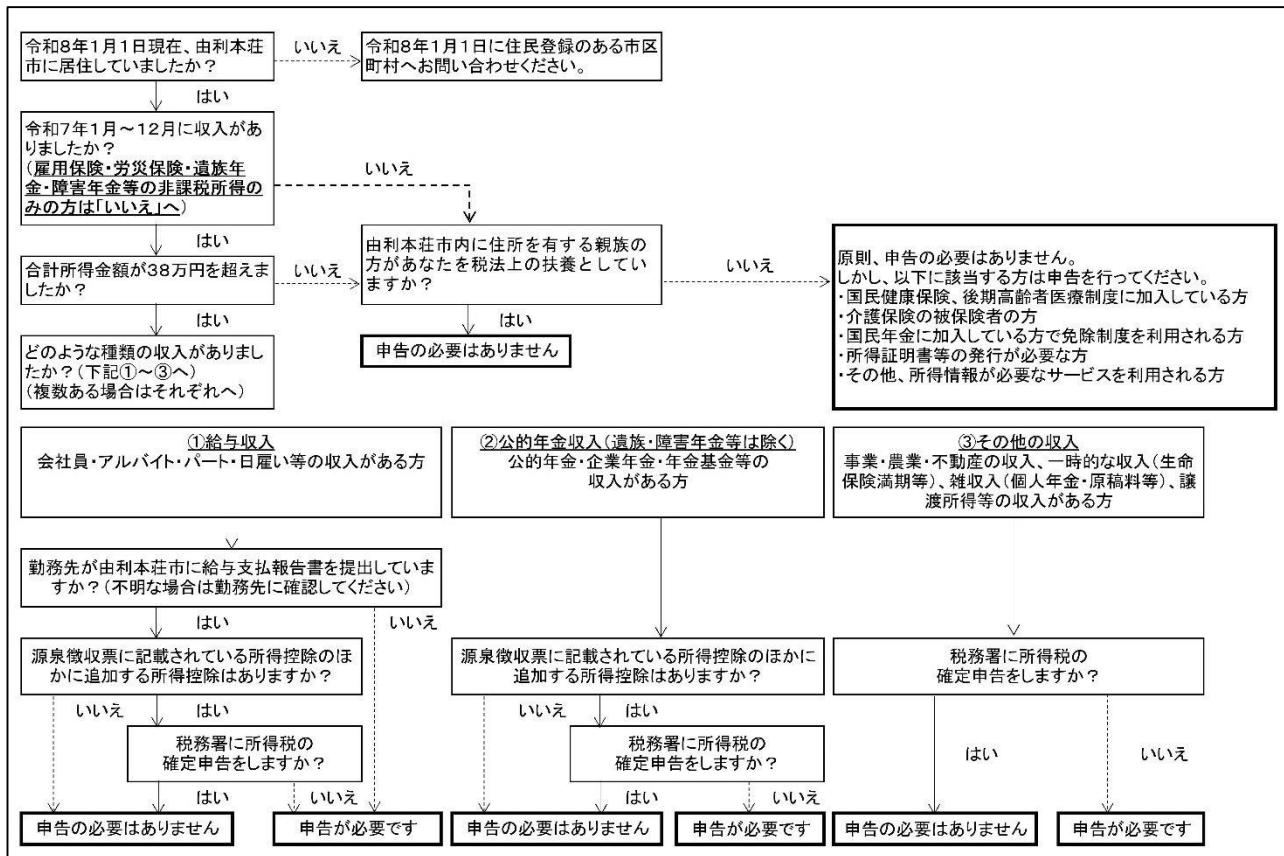
●税務署に所得税の確定申告をする方

（税務署に確定申告することで、市民税・県民税についても申告したとみなされます）

●給与の支払いを受けた方で、勤務先が由利本荘市に給与支払報告書を提出していて、他に所得や控除の追加等がない方

●公的年金等の支払いを受けた方で、他に所得や控除の追加がない方

<下記のフローチャートから申告の必要性をご確認ください>



2. 申告期限日

令和8年3月16日（月）

●本市では2月中旬からの申告期間中、市民税・県民税の申告のほかに所得税の申告を扱えるよう、臨時的に許可をいただき一部受付を実施します。ただし、青色申告等の専門性が高い申告案件はお受けできません。あらかじめ税務署や税理士等にご相談ください。

3. 市民税・県民税申告書の提出方法

- ①個人住民税電子申告システムで提出する
- ②自分で作成した申告書を郵便で提出する

(送付先) 〒015-8501 由利本荘市尾崎17
由利本荘市役所税務課 住民税班 あて

- ③自分で作成した申告書を税務課に直接提出する
- ④申告会場で申告書を作成し提出する

※税務署へ所得税の確定申告書を提出された方は、市民税・県民税申告書の提出は不要です。

※期間中の申告会場は大変混雑し受付までに時間を要します。

所得税の確定申告をされる方は自分で申告書を作成する【e-Tax】をご利用ください。スマホ等から24時間、いつでも手軽に申告書の作成や送信ができ、待ち時間はありません。

※市民税・県民税の申告をされる方で、上記①～③の方法で提出される場合は、申告書や付随する書類を提出するだけの手続きです。積極的にご活用ください。(申告の内容に不明な点や不備等があった場合は、連絡させていただく場合があります。)

※市民税・県民税申告書の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

4. 必要な書類

- 申告者の身分を確認できるもの（以下の表①～③のいずれかが必要）

必 要 書 類	電子申告	郵便提出	直接提出	申告会場
①マイナンバーカード	準備が必要	両面コピー添付	原本提示	原本提示
②(1)マイナンバー通知カード (2)身分証明書（運転免許証等）		コピー添付	原本提示	原本提示
③(1)マイナンバーが記載された住民票 (2)身分証明書（運転免許証等）		コピー添付	原本提示	原本提示

- 所得計算に必要な書類

区 分	必 要 書 類	電子申告	郵便提出	直接提出	申告会場
給与・年金所得者	源泉徴収票または給与明細書等	必要	必要	必要	必要
営業等・農業・不動産所得者	①各所得の收支内訳書 ②収入と必要経費の分かるもの <u>※申告会場での申告の際は、必ず収入と必要経費をまとめてお越しください</u>	必要 ※①のみ	必要 ※①のみ	必要 ※①のみ	必要 ※①と②
その他の所得者	収入と必要経費が分かるもの	不要	不要	不要	必要

- 所得控除及び税額控除に必要な書類

区 分	必 要 書 類	電子申告	郵便提出	直接提出	申告会場
社会保険料控除	控除証明書等	必要	必要	必要	必要
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額の証明書等	必要	必要	必要	必要
生命保険・地震保険料控除	保険会社等が発行する控除証明書	必要	必要	必要	必要
勤労学生控除	在学中の学校が発行した在学証明書等	必要	必要	必要	必要
障害者控除	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書等	不要	不要	不要	必要
雑損控除	災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書等	必要	必要	必要	必要
医療費控除	医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書	必要	必要	必要	必要
寄附金税額控除	寄附先の団体等から交付された受領書等	必要	必要	必要	必要

5. 収入が無い方や非課税所得（障害年金や遺族年金等）のみの方の申告

- 国民健康保険に加入されている方等、所得等の情報が必要なサービスを利用される場合や所得証明書等の発行が必要な場合は、以下の手順に従って記載してください。

〈表面〉

令和 8 年度 市町村民税・県民税（国民健康保険税）申告書										表
現住所 1月1日現在の住所 フリガナ 氏名 提出年月日 年 月 日 市町村長殿 由利本荘市尾崎17 同上 ホシヨウ ハナコ 本荘 花子 8 3 1			行政区分番号							
			世帯番号							
			宛名添写							
			業種又は職業		会社					
			電話番号		98-7654					
個人番号		123456789876								

①現住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号等を記入。

③所得から差し引かれる金額に関する事項					
⑭ 社会保険料控除	社会保険料の種類	支払保険料	社会保険料の種類	支払保険料	
		円		円	
合 計					
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計		
		円		円	
	新加入年金保険料の計		旧加入年金保険料の計		
⑯ 介護医療保険料控除	介護医療保険料の計				
		円		円	
⑰ 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期預貯保険料の計		
	円		円		
⑯～⑰ 寡婦控除、ひとり親控除、職労控除	⑯ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 留婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	⑯ <input type="checkbox"/> ひとり親控除 <input type="checkbox"/> 未就学(学年名)	⑯～⑰ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学年名)		
⑲ 障害者控除	1 アリ 以外 個人 登録 アリ 以外 個人 登録	障害の程度			
	2 アリ 以外 個人 登録	障害の程度			
⑲～⑳ 医療費控除、医療者扶助控除、同生計画	個人登録	生年月日			
		配偶者の合計所得金額			
			同一の扶助対象者(複数対象者を数く) <input type="checkbox"/>		
㉑ 扶養控除	1 アリ 以外 個人 登録番号	生年 月日	同居・ 別居の 区分	扶助額	円
㉒ 扶養控除	2 アリ 以外 個人 登録番号	生年 月日	同居・ 別居の 区分	扶助額	円
				追加額	円

	事業	營業等	ア	日
	農業	イ		
1 收 入 金 額 等	不動産	ウ		
	利子	エ		
	配当	オ		
	給与	カ		
	公的年金等	キ		
	業務	ク		
	その他	ケ		
	短期	コ		
	長期	サ		
	一時	シ		
2 所 得 金 額	事業	營業等	①	
	農業	②		
	不動産	③		
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥		
	公的年金等	⑦		
	業務	⑧		
	その他	⑨		
	合計	(①~⑩)	⑩	
	総合演算・一時	⑪		
	合計	⑫	0	
	付注	⑬		

②合計欄に「0」を記入。

2 会員 個人 番号			販賣 月数		大など
3 氏名 個人 番号	被相手		半額 月数	青販者給与 (併除) 額	前年中の 開業業
		従事 月数			<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等
所得耗における青色申告の承認の有無			合計額		

12 別居の扶養親族等に関する事項					
だ さ い。	1	姓人 番号 氏名	住所	区 外 属性	<input type="checkbox"/> た け 香 30歳未満又は70歳以上 者 <input type="checkbox"/> 喫 煙 <input type="checkbox"/> 運 転 <input type="checkbox"/> 365日以上の支拂 金
	2	姓人 番号 氏名	住所		<input type="checkbox"/> た け 香 30歳未満又は70歳以上 者 <input type="checkbox"/> 喫 煙 <input type="checkbox"/> 運 転 <input type="checkbox"/> 365日以上の支拂 金
	3	姓人 番号 氏名	住所		<input type="checkbox"/> た け 香 30歳未満又は70歳以上 者 <input type="checkbox"/> 喫 煙 <input type="checkbox"/> 運 転 <input type="checkbox"/> 365日以上の支拂 金

③収入が無かった方は主な生活状況を記入し非課税所得のみの方は種類を記入
(下記記入例を参照)

左の例は「障害年金」を受給していた場合

<記入例>

収入が無かった方	親族に扶養されていた、預貯金生活だった、学生だった等 ※学生の場合、学校名と卒業見込み年月を記入のこと
非課税所得のみの方	遺族年金受給、障害年金受給、雇用保険の給付を受給、労災保険受給、生活保護費受給等

6. 市民税・県民税申告書の書き方

●収入金額等及び所得金額（表面「1 収入金額等」・「2 所得金額」）

所得の種類	申告書記入欄		内 容																					
	収入	所得																						
営 業 等	ア	①	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、サービス業等の営業 医師・弁護士・外交員・大工等の自由職業、漁業等の事業 所得金額（①）=収入金額（ア）- 必要経費 ◎裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」を記載してください 【添付書類】収支内訳書（一般用）																					
農 業	イ	②	農産物の生産、農家が兼営する家畜の飼育等 所得金額（②）=収入金額（イ）- 必要経費 ◎裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」を記載してください 【添付書類】収支内訳書（農業所得用）																					
不 動 産	ウ	③	土地や建物の貸付けによる地代、家賃、権利金、小作料等 所得金額（③）=収入金額（ウ）- 必要経費 ◎裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」を記載してください 【添付書類】収支内訳書（不動産所得用）																					
利 子	エ	④	国外で支払われる預金等の利子等（源泉分離課税の利子を除く） 所得金額（④）=収入金額（エ）																					
配 当	オ	⑤	株式の配当、出資の配当、剰余金の分配、証券投資信託の分配等 所得金額（⑤）=収入金額（オ）- 必要経費※株式等を取得するための負債利子 ◎裏面「8 配当所得に関する事項」を記載してください 住民税が特別徴収（天引き）されている配当等は、原則として申告不要です。なお、令和6年度（令和5年分）から所得税と住民税の課税方式を統一することとなり、異なる課税方式を選択することができなくなりました。従って、住民税が特別徴収（天引き）されている配当等を申告する場合は、 所得税の確定申告が必要 です。ただし、確定申告することで個人住民税の合計所得金額に算入されるため、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料等に影響が出る可能性がありますのでご注意ください。																					
給 与 力	⑥		俸給、給料、賃金、賞与等 所得金額（⑥）=収入金額（カ）- 給与所得控除 ◎裏面「6 給与所得の内訳」を記載してください 【添付書類】源泉徴収票（コピー可）※源泉徴収票が無い場合は給与明細書等 給与所得控除後の給与所得金額（⑥）は以下の「給与所得金額の速算表」を参照してください。 (給与所得金額の速算表) <table border="1"> <thead> <tr> <th>収入金額</th> <th>給与所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>650,999円以下</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>651,000円～1,899,999円</td> <td>収入金額-650,000円</td> </tr> <tr> <td>1,900,000円～3,599,999円</td> <td>A=収入金額÷4 (千円未満の端数切り捨て)</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円～6,599,999円</td> <td>A×4×0.7-80,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円～8,499,999円</td> <td>A×4×0.8-440,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円以上</td> <td>収入金額×0.9-1,100,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>収入金額-1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table>	収入金額	給与所得金額	650,999円以下	0円	651,000円～1,899,999円	収入金額-650,000円	1,900,000円～3,599,999円	A=収入金額÷4 (千円未満の端数切り捨て)	3,600,000円～6,599,999円	A×4×0.7-80,000円	6,600,000円～8,499,999円	A×4×0.8-440,000円	8,500,000円以上	収入金額×0.9-1,100,000円		収入金額-1,950,000円					
収入金額	給与所得金額																							
650,999円以下	0円																							
651,000円～1,899,999円	収入金額-650,000円																							
1,900,000円～3,599,999円	A=収入金額÷4 (千円未満の端数切り捨て)																							
3,600,000円～6,599,999円	A×4×0.7-80,000円																							
6,600,000円～8,499,999円	A×4×0.8-440,000円																							
8,500,000円以上	収入金額×0.9-1,100,000円																							
	収入金額-1,950,000円																							
	『所得金額調整控除について』 次のいずれかに該当する方は、総所得金額を計算する際に給与所得金額から所得金額調整控除額が控除されます。どちらにも該当する場合は、その両方が適用されます。 <ol style="list-style-type: none"> 給与の収入金額が850万円を超える方で特別障害に該当する方、年齢23歳未満の扶養親族を有する方又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する方 所得金額調整控除=(給与の収入金額(上限1,000万円)-850万円)×10% 給与所得と公的年金等に係る雑所得が双方ある人 所得金額調整控除=給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円)-10万円 																							
雜 公的年金等	キ	⑦	国民年金、厚生年金、企業年金、恩給等 ※障害年金、遺族年金等は非課税所得のためここには含めません。収入が障害年金、遺族年金等の非課税所得のみの方の申告は「6. 収入が無い方や非課税所得（障害年金や遺族年金等）のみの方の申告」を参照ください。 所得金額（⑦）=収入金額（キ）- 公的年金等所得控除 【添付書類】源泉徴収票（コピー可） 公的年金等所得控除後の公的年金等所得金額（⑦）は以下の「公的年金等所得金額の速算表」を参照してください。 (公的年金等所得金額の速算表) ※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の方の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>65歳未満</th> <th>公的年金等の収入金額</th> <th>公的年金等所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600,000円以下</td> <td>0円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>600,000円超～1,300,000円未満</td> <td>収入金額-600,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,300,000円以上～4,100,000円未満</td> <td>収入金額×0.75-275,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4,100,000円以上～7,700,000円未満</td> <td>収入金額×0.85-685,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7,700,000円以上～10,000,000円未満</td> <td>収入金額×0.95-1,455,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10,000,000円以上</td> <td>収入金額-1,955,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	65歳未満	公的年金等の収入金額	公的年金等所得金額	600,000円以下	0円		600,000円超～1,300,000円未満	収入金額-600,000円		1,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額×0.75-275,000円		4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額×0.85-685,000円		7,700,000円以上～10,000,000円未満	収入金額×0.95-1,455,000円		10,000,000円以上	収入金額-1,955,000円	
65歳未満	公的年金等の収入金額	公的年金等所得金額																						
600,000円以下	0円																							
600,000円超～1,300,000円未満	収入金額-600,000円																							
1,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額×0.75-275,000円																							
4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額×0.85-685,000円																							
7,700,000円以上～10,000,000円未満	収入金額×0.95-1,455,000円																							
10,000,000円以上	収入金額-1,955,000円																							

所得の種類		申告書記入欄		内 容						
		収入	所得							
雑	公的年金等	キ	⑦	(公的年金等所得金額の速算表) ※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の方の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>65歳以上</th> <th>公的年金等の収入金額</th> <th>公的年金等所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和36年1月1日以前の生まれ</td> <td>1,100,000円以下 1,100,000円超~3,300,000円未満 3,300,000円以上~4,100,000円未満 4,100,000円以上~7,700,000円未満 7,700,000円以上~10,000,000円未満 10,000,000円以上</td> <td>0円 収入金額-1,100,000円 収入金額×0.75-275,000円 収入金額×0.85-685,000円 収入金額×0.95-1,455,000円 収入金額-1,955,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が以下にいずれかに該当する方は、それぞれ対応の金額を上記で算出した公的年金等所得金額に加算します（65歳未満の方及び65歳以上の方のいずれも）。 <p style="text-align: center;">1 1,000万円を超える方 ⇒ 10万円を加算 2 1,000万円以上の方 ⇒ 20万円を加算</p>	65歳以上	公的年金等の収入金額	公的年金等所得金額	昭和36年1月1日以前の生まれ	1,100,000円以下 1,100,000円超~3,300,000円未満 3,300,000円以上~4,100,000円未満 4,100,000円以上~7,700,000円未満 7,700,000円以上~10,000,000円未満 10,000,000円以上	0円 収入金額-1,100,000円 収入金額×0.75-275,000円 収入金額×0.85-685,000円 収入金額×0.95-1,455,000円 収入金額-1,955,000円
65歳以上	公的年金等の収入金額	公的年金等所得金額								
昭和36年1月1日以前の生まれ	1,100,000円以下 1,100,000円超~3,300,000円未満 3,300,000円以上~4,100,000円未満 4,100,000円以上~7,700,000円未満 7,700,000円以上~10,000,000円未満 10,000,000円以上	0円 収入金額-1,100,000円 収入金額×0.75-275,000円 収入金額×0.85-685,000円 収入金額×0.95-1,455,000円 収入金額-1,955,000円								
原稿料、講演料、シルバー人材センター等の副収入 所得金額(⑧)=収入金額(ク)-必要経費 ◎裏面「9 雜所得（公的年金等以外）に関する事項」を記載してください										
生命保険年金（個人年金）、互助年金等 所得金額(⑨)=収入金額(ケ)-必要経費※年金掛金等 ◎裏面「9 雜所得（公的年金等以外）に関する事項」を記載してください										
総合譲渡 (長期・短期)		コ・サ	⑪	機械、自動車、営業権、ゴルフ会員権、骨董等の資産の譲渡収入 ※土地、建物等で分離課税されるものを含みません。 短期譲渡所得金額(⑪)=[収入金額-必要経費-特別控除][コ] 長期譲渡所得金額(⑪)=[収入金額-必要経費-特別控除][サ]×1/2 ※譲渡の日において資産の保有期間が5年以下の場合は「短期譲渡」、5年を超える場合は「長期譲渡」となります。 ※必要経費は、資産の取得費や譲渡費用等です。 ※特別控除は短期と長期を合わせて50万円が限度です。短期と長期がある場合は、まず短期の譲渡益から差し引きます。 ◎裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を記載してください						
一時		シ	⑪	生命保険の満期金、賞金、懸賞当せん金、競馬・競輪等の払戻金等 所得金額(⑪)=[収入金額-必要経費-特別控除][シ]×1/2 ※必要経費は、保険掛金等の収入を得るために直接要した経費です。 ※特別控除は50万円が限度です。 ◎裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を記載してください						

●所得控除（表面「3所得から差し引かれる金額に関する事項」・「4所得から差し引かれる金額」）

控除の種類	申告書 記入欄	内 容	控除額																								
社会保険料	⑬	あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等の保険料を令和7年中に支払った場合。 【添付書類】控除証明書等 ※あなた以外が受け取る公的年金等から特別徴収（天引き）されている国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等は本人のみが控除でき、あなた自身は控除できません。	支払った 金額																								
小規模企業 共済掛金	⑭	あなたが小規模企業共済等掛金又は確定拠出年金法に基づく掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金を令和7年中に支払った場合。 【添付書類】支払額証明書等	支払った 金額																								
生命保険料	⑮	新（旧）生命保険や介護医療保険、新（旧）個人年金保険について、あなたが令和7年中に保険料を支払った場合。 【添付書類】保険会社等が発行する支払額証明書 控除額は一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料のそれぞれの支払額を以下の計算式にてはめて計算します。新契約（平成24年1月1日以降に締結の保険契約等）と旧契約（平成23年1月1日までに締結の保険契約等）では控除額の計算が異なります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>新契約 (1)</th> <th>生命保険料・個人年金保険料 ・介護医療保険料の場合</th> <th>旧契約 (2)</th> <th>生命保険料・個人年金保険料の場合</th> </tr> <tr> <th>支払額(B)</th> <th>控除額</th> <th>支払額(C)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>全額</td> <td>15,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円~32,000円</td> <td>B×1/2+6,000円</td> <td>15,001円~40,000円</td> <td>C×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,001円~56,000円</td> <td>B×1/4+14,000円</td> <td>40,001円~70,000円</td> <td>C×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,001円~</td> <td>28,000円</td> <td>70,001円~</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※同じ種類の保険料（生命保険料又は個人年金保険料）を支払い、新契約（1）と旧契約（2）の両方で控除の適用を受ける場合は、新契約（1）と旧契約（2）をそれぞれ上記により計算し、以下のいずれか多い方の金額を控除額とします。 1 (1)で算出した控除額+(2)で算出した控除額【限度額2万8千円】 2 (2)で算出した控除額のみ【限度額 3万5千円】	新契約 (1)	生命保険料・個人年金保険料 ・介護医療保険料の場合	旧契約 (2)	生命保険料・個人年金保険料の場合	支払額(B)	控除額	支払額(C)	控除額	12,000円以下	全額	15,000円以下	全額	12,001円~32,000円	B×1/2+6,000円	15,001円~40,000円	C×1/2+7,500円	32,001円~56,000円	B×1/4+14,000円	40,001円~70,000円	C×1/4+17,500円	56,001円~	28,000円	70,001円~	35,000円	7万円 (限度額) ※左記計算式 参照
新契約 (1)	生命保険料・個人年金保険料 ・介護医療保険料の場合	旧契約 (2)	生命保険料・個人年金保険料の場合																								
支払額(B)	控除額	支払額(C)	控除額																								
12,000円以下	全額	15,000円以下	全額																								
12,001円~32,000円	B×1/2+6,000円	15,001円~40,000円	C×1/2+7,500円																								
32,001円~56,000円	B×1/4+14,000円	40,001円~70,000円	C×1/4+17,500円																								
56,001円~	28,000円	70,001円~	35,000円																								

控除の種類	申告書 記入欄	内 容	控除額																																																	
地震保険料	⑯	<p>損害保険契約等について、あなたが地震等損害部分の保険料を令和7年中に支払った場合。 ※平成18年12月31日までに契約した旧長期損害保険料（保険や共済期間が10年以上で満期返戻金があり平成19年1月1日以後契約の変更をしていないもの）については、従前の損害保険料控除が適用になります。</p> <p>【添付書類】保険会社等が発行する支払額証明書 控除額は地震保険料と旧長期損害保険料のそれぞれの支払額を以下の計算式にて計算します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地震保険料（1）</th> <th colspan="2">旧長期損害保険料（2）</th> </tr> <tr> <th>支払額（D）</th> <th>控除額</th> <th>支払額（E）</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>D × 1/2</td> <td>5,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> <td>5,001円～15,000円</td> <td>E × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地震保険料（1）と旧長期損害保険料（2）の両方がある場合の控除限度額は2万5千円です。 (1) + (2) = 2万円5千円（限度額）</p>	地震保険料（1）		旧長期損害保険料（2）		支払額（D）	控除額	支払額（E）	控除額	50,000円以下	D × 1/2	5,000円以下	全額	50,001円以上	25,000円	5,001円～15,000円	E × 1/2 + 2,500円			15,001円以上	10,000円	2万5千円 (限度額) ※左記計算式 参照																													
地震保険料（1）		旧長期損害保険料（2）																																																		
支払額（D）	控除額	支払額（E）	控除額																																																	
50,000円以下	D × 1/2	5,000円以下	全額																																																	
50,001円以上	25,000円	5,001円～15,000円	E × 1/2 + 2,500円																																																	
		15,001円以上	10,000円																																																	
寡 婦	⑰	<p>令和7年12月31日の現況において、あなたがひとり親控除に該当しない寡婦の方で、次のいずれかの要件に該当する場合（女性の方のみ適用可。）。</p> <p>1 夫と離婚した後婚姻していない方で、扶養親族を有し、令和7年中の合計所得金額が500万円以下の方 2 夫と死別した後婚姻していない方、又は夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下の方</p>	26万円																																																	
ひとり親	⑱	<p>令和7年12月31日の現況において、あなたが婚姻をしていない方、又は配偶者の生死が明らかでない方で、次の全ての要件に該当する場合（男性・女性どちらも適用可。）。</p> <p>1 生計を一にする子（令和7年中の総所得金額等が58万円以下で他の方の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人）を有すること 2 令和7年中の合計所得金額が500万円以下であること 3 あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいること</p>	30万円																																																	
勤労学生	⑲	<p>令和7年12月31日の現況において、あなたが特定の学校の学生・生徒であり、給与所得等を有して令和7年中の合計所得金額が85万円以下で、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下である場合。</p> <p>【添付書類】在学中の学校が発行した在学証明書等</p>	26万円																																																	
障害者	⑳	<p>令和7年12月31日の現況において、あなたやあなたと生計を一にする配偶者及び扶養親族が以下に該当する場合。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>障害者</td> <td>1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている 2 65歳以上で精神や身体等に障害があると市から障害者控除対象者認定書の交付を受けている</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>1 上記手帳が交付されている方で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、戦傷病者手帳特別項症から第3項症に該当する精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある 2 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている 3 その年の12月31日の現況で引き続き6か月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で複雑な介護を必要とする 4 65歳以上で精神や身体等に障害があると市から特別障害に準ずるものとして障害者控除対象者認定書の交付を受けている</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>同一生計配偶者及び扶養親族が特別障害者に該当し、本人・配偶者・本人と生計を一にするその他親族のいずれかとの同居を常況としている場合</td> </tr> </tbody> </table>	障害者	1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている 2 65歳以上で精神や身体等に障害があると市から障害者控除対象者認定書の交付を受けている	特別障害者	1 上記手帳が交付されている方で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、戦傷病者手帳特別項症から第3項症に該当する精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある 2 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている 3 その年の12月31日の現況で引き続き6か月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で複雑な介護を必要とする 4 65歳以上で精神や身体等に障害があると市から特別障害に準ずるものとして障害者控除対象者認定書の交付を受けている	同居特別障害者	同一生計配偶者及び扶養親族が特別障害者に該当し、本人・配偶者・本人と生計を一にするその他親族のいずれかとの同居を常況としている場合	26万円 (障害者) 30万 (特別障害者) 53万円 (同居特別障害者)																																											
障害者	1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている 2 65歳以上で精神や身体等に障害があると市から障害者控除対象者認定書の交付を受けている																																																			
特別障害者	1 上記手帳が交付されている方で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、戦傷病者手帳特別項症から第3項症に該当する精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある 2 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている 3 その年の12月31日の現況で引き続き6か月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で複雑な介護を必要とする 4 65歳以上で精神や身体等に障害があると市から特別障害に準ずるものとして障害者控除対象者認定書の交付を受けている																																																			
同居特別障害者	同一生計配偶者及び扶養親族が特別障害者に該当し、本人・配偶者・本人と生計を一にするその他親族のいずれかとの同居を常況としている場合																																																			
配偶者	㉑～㉒	<p>あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、令和7年12月31日の現況において、あなたと生計を一にする配偶者の令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">控除区分</th> <th colspan="4">納税者本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td rowspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般：昭和31年1月2日以後生まれの70歳未満の方。 ※老人：昭和31年1月1日以前生まれの70歳以上の方。 ※あなたの合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者控除は受けられませんが、同一生計配偶者を非課税判定の人数として加えることや障害者控除を適用することは可能です。 ※配偶者と別居している場合は裏面「12別居の扶養親族等に関する事項」を記載してください。</p>	控除区分	納税者本人の合計所得金額				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	一般	33万円	22万円	11万円	なし	老人	38万円	26万円	13万円	左記の表を 参照																															
控除区分	納税者本人の合計所得金額																																																			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超																																																
一般	33万円	22万円	11万円	なし																																																
老人	38万円	26万円	13万円																																																	
配偶者特別	㉑～㉒	<p>あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の令和7年中の合計所得金額が58万円超～133万円以下の場合。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得</th> <th colspan="4">納税者本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超～100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100万円超～105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>105万円超～110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>110万円超～115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>115万円超～120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>120万円超～125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125万円超～130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>130万円超～133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※配偶者と別居している場合は裏面「12別居の扶養親族等に関する事項」を記載してください。</p>	配偶者の合計所得	納税者本人の合計所得金額				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		58万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円		100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円		105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円		110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円		115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円		120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円		125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円		130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円		左記の表を 参照
配偶者の合計所得	納税者本人の合計所得金額																																																			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																	
58万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																	
100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																	
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																	
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																	
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																	
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																	
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																	
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																	

控除の種類	申告書 記入欄	内 容	控除額																				
扶 養	②③	<p>令和7年12月31日の現況において、あなたと生計を一にする親族のうち令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養区分</th><th>内 容</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般扶養</td><td>昭和31年1月2日～平成15年1月1日生 平成19年1月2日～平成22年1月1日生</td><td>33万円</td></tr> <tr> <td>特定扶養</td><td>平成15年1月2日～平成19年1月1日生</td><td>45万円</td></tr> <tr> <td>老人扶養</td><td>昭和31年1月1日以前生（70歳以上）</td><td>38万円</td></tr> <tr> <td>同居老親扶養</td><td></td><td>45万円</td></tr> <tr> <td>年少扶養</td><td>平成22年1月2日以後生（16歳未満）</td><td>なし</td></tr> </tbody> </table> <p>※他の納税者の扶養親族や障害者控除の対象とされている方は、扶養控除等の適用はできません。 ※年少扶養は扶養控除を受けられませんが、非課税判定の人数として加えることや障害者控除を適用することは可能なため記載漏れのないようにご注意ください。 ※扶養親族と別居している場合は裏面「12別居の扶養親族等に関する事項」を記載してください。 ※国外居住親族にかかる扶養控除の適用を受ける場合は、親族関係書類及び送金関係書類が必要です。 ただし、30歳以上70歳未満の親族は、次のいずれかに当たる場合を除き扶養控除の対象外となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 留学により非居住者となった人 2 障害者 3 令和7年内に生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人 	扶養区分	内 容	控除額	一般扶養	昭和31年1月2日～平成15年1月1日生 平成19年1月2日～平成22年1月1日生	33万円	特定扶養	平成15年1月2日～平成19年1月1日生	45万円	老人扶養	昭和31年1月1日以前生（70歳以上）	38万円	同居老親扶養		45万円	年少扶養	平成22年1月2日以後生（16歳未満）	なし	左記の表を参照		
扶養区分	内 容	控除額																					
一般扶養	昭和31年1月2日～平成15年1月1日生 平成19年1月2日～平成22年1月1日生	33万円																					
特定扶養	平成15年1月2日～平成19年1月1日生	45万円																					
老人扶養	昭和31年1月1日以前生（70歳以上）	38万円																					
同居老親扶養		45万円																					
年少扶養	平成22年1月2日以後生（16歳未満）	なし																					
特定親族特別	②④	<p>令和7年12月31日の現況において、あなたと生計を一にする親族の年齢が19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生）で令和7年中の合計所得が53万円超～123万円以下の場合。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定親族の合計所得金額</th><th>控除額</th><th>特定親族の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超～95万円以下</td><td>45万円</td><td>110万円超～115万円以下</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>95万円超～100万円以下</td><td>41万円</td><td>115万円超～120万円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr> <td>100万円超～105万円以下</td><td>31万円</td><td>120万円超～123万円以下</td><td>3万円</td></tr> <tr> <td>105万円超～110万円以下</td><td>21万円</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※特定親族と別居している場合は裏面「12別居の扶養親族等に関する事項」を記載してください。</p>	特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額	58万円超～95万円以下	45万円	110万円超～115万円以下	11万円	95万円超～100万円以下	41万円	115万円超～120万円以下	6万円	100万円超～105万円以下	31万円	120万円超～123万円以下	3万円	105万円超～110万円以下	21万円			左記の表を参照
特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額																				
58万円超～95万円以下	45万円	110万円超～115万円以下	11万円																				
95万円超～100万円以下	41万円	115万円超～120万円以下	6万円																				
100万円超～105万円以下	31万円	120万円超～123万円以下	3万円																				
105万円超～110万円以下	21万円																						
基 礎	②⑤	<p>あなたの令和7年中の合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>あなたの合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td><td>43万円</td></tr> <tr> <td>2,400万円超～2,450万円以下</td><td>29万円</td></tr> <tr> <td>2,450万円超～2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr> </tbody> </table>	あなたの合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超～2,450万円以下	29万円	2,450万円超～2,500万円以下	15万円	左記の表を参照												
あなたの合計所得金額	控除額																						
2,400万円以下	43万円																						
2,400万円超～2,450万円以下	29万円																						
2,450万円超～2,500万円以下	15万円																						
雑 損	②⑦	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族で、令和7年中の総所得金額等が58万円以下の方が所有する生活用資産（住宅・家財等）について、火災・風水害・盗難・横領等による損失を生じた場合。</p> <p>【添付書類】災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書等 控除額は次の1または2のうち、いざれか多い方の金額です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （損害金額+災害等関連支出の金額-保険金等の額）-総所得金額等×10% 2 （災害関連支出の金額-保険金等の額）-5万円 	左記を参照																				
医 療 費	②⑧	<p>令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に、あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他親族のために医療費を支払い、医療費が一定の金額を超える場合。</p> <p>医療費控除は、「1通常の医療費控除」か「2セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」の選択適用となり、内容は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通常の医療費控除 ※控除限度額200万円 <ol style="list-style-type: none"> 【控除額】支払った医療費-保険金等で補てんされる金額 -10万円又は総所得金額等の5%のいざれか少ない方の金額 2 セルフメディケーション税制（医療費控除の特例） ※控除限度額8万8千円 <ol style="list-style-type: none"> 【控除額】 健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている方が、あなたやあなたの配偶者・その他親族のためにスイッチOTC医薬品等の購入費を支払った場合に、1万2千円を超える部分の金額が控除。 <p>【必要書類】セルフメディケーション税制の明細書 ※一定の取組とは以下のものです。 保険者が実施する健康診査（人間ドック、各種健診等）・予防接種（定期予防接種、インフルエンザワクチンの予防接種）・勤務先で実施する定期健康診断（事業主健診）・特定健康診査（いわゆるメタボ健診）、特定保健指導・市町村が健康増進事業として実施するがん検診 ※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を適用される方は、「申告書表面⑧欄」の「区分」へ「1」と記載してください。</p>	通常 200万円 (限度額) 特例 8万8千円 (限度額) ※いざれも 左記を参照																				

●寄附金税額控除（裏面「14寄附金に関する事項」）

あなたが令和7年内に次の寄附を行い寄附の合計額が2,000円を超える場合は、所得割額から控除されます。

- 1 都道府県・市区町村等に対する寄附金（ふるさと納税）
- 2 賦課期日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 賦課期日現在の住所地の都道府県・市町村等が条例で定めたものの寄附金

【必要書類】寄附した団体等から交付された寄附金の受領証等

※所得税の確定申告書や市民税・県民税申告書を提出した場合、ふるさと納税ワンストップ特例は不適用となります。

このため、これらの申告書を提出される方は、その年のふるさと納税全額を申告する必要がありますのでご注意ください。

記載例《申告書表面》

令和 8 年度 市町村民税・県民税（国民健康保険税）申告書

市町村長殿 提出年月日 年 月 日			現住所	由利本荘市尾崎17-456			世帯番号			
			1月1日現在の住所	同上			宛名番号			
			フリガナ	ホンシヨウ タロウ			業種又は職業	会社員		
			氏名	本荘 太郎			電話番号	56-7898		
8	3	1	生年 月日	S30.12.18	世帯三 段氏名	本荘 太郎	続柄	本人	個人番号	234567898765

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
	国民健康保険税	378,200 円		
	介護保険	122,400		
	合 計			500,600 円
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
	130,285 円		85,690 円	
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
	円		円	
⑮ 介護保険料控除	介護医療保険料の計		円	
	96,244 円		円	
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	
	34,800 円		円	
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離婚	⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 未婚還	⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)	
⑳ 障害者控除	1 フリガナ 氏名 個人番号	本荘 一郎 345678987654	障害の程度	身体障害者手帳3級
	2 フリガナ 氏名 個人番号		障害の程度	
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一世帯内配偶者控除	配偶者 フリガナ 氏名 個人番号	本荘 由利子 456789876543	生年月日 配偶者の合計所得金額	531,7,8 0
㉓ ㉔ ㉕ 扶養控除・特定親族特別控除	1 フリガナ 氏名 個人番号	本荘 ウメ 567898765432	生年 月日 同居・別居の区分	同居 統柄 等親 母 控除額 45 万円
	2 フリガナ 氏名 個人番号	本荘 一郎 345678987654	生年 月日 同居・別居の区分	同居 統柄 等親 子 控除額 33 万円
	3 フリガナ 氏名 個人番号		生年 月日 同居・別居の区分	統柄 等親 母 控除額 万円
	4 フリガナ 氏名 個人番号		生年 月日 同居・別居の区分	統柄 等親 母 控除額 万円
当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。				
1 （控除未満の扶養親族）	1 フリガナ 氏名 個人番号		生年 月日 同居・別居の区分	統柄
	2 フリガナ 氏名 個人番号		生年 月日 同居・別居の区分	統柄
	3 フリガナ 氏名 個人番号		生年 月日 同居・別居の区分	統柄

会員 登録 族 3	姓 ガナ	生年 月日
	氏名	
個人番号		
別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所並びに同居者である場合は区分を記入してください。		

⑦ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害復旧支出の金額
⑧ 医療費控除	円	円	円
	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	円

記入欄	行政区番号		
	世帯番号		
	宛名番号		
	業種又は職業	会社員	
	電話番号	56-7898	
	個人番号	234567898765	
本人			
1 収 入 金 額 等	事業	営業等	ア
	農業	イ	2,100,000
	不動産	ウ	50,000
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	力	2,183,400
	雜業	公的年金等	キ
		業務	ク
	その他	ケ	86,300
	総合譲渡	短期	コ
		長期	サ
	一時		シ
	200,000		
2 所 得 金 額	事業	営業等	①
	農業	②	390,000
	不動産	③	30,000
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	1,446,000
	雜業	公的年金等	⑦
		業務	⑧
	その他	⑨	86,300
	合計	(⑦+⑧+⑨)	⑩
	675,600		
	総合譲渡・一時		⑪
	100,000		
4 所 得 か ら 差 し 引 か れ る 金 額	合計		⑫
	2,641,600		
	社会保険料控除		⑬
	小額控除	企業 貢献等掛金控除	⑭
	生命保険料控除		⑮
	地震保険料控除		⑯
	寡婦、ひとり親控除	⑰～ ⑯	
	勤労学生、障害者控除	⑯～ ⑯	260,000
	配偶者(特別)控除	⑯～ ⑯	330,000
	扶養控除	⑯	780,000
	特定親族特別控除	⑯	
	基礎控除	⑯	430,000
	⑬から⑯までの計	⑯	2,381,000
	雑損控除	⑯	
	医療費控除	区分	53,460
	合計	⑯	2,434,460

セルフメディケーション税制を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等にかかる所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）

- 紙面から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

記載例《申告書裏面》

裹

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税）」この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

6 紙与所得の内訳

①事業所種別	
勤務先所在地	由利本荘市○○○○
勤務先名	(株)○○建設
事業所番号	
収入合計額	2,111,300 円
②事業所種別	
勤務先所在地	由利本荘△△△△
勤務先名	△△農協
事業所番号	
収入合計額	円
③事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円
④事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別 控除額
農業		2,100,000 円	1,920,000 円	0 円
不動産	□□営農組合	50,000	20,000	0

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払確定年月	収入金額 円	必要経費 円

9 雜所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	収入金額	必要経費
シルバー人材センター	86,300 円	0 円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ
	長期					ロ
一 時	3,000,000	2,300,000	700,000	500,000	ハ	200,000
右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。 右の二の金額を表面のウの所得金額欄へ記入してください。				合 計 $\text{イ} + [\text{ロ}] \times 1/2$	ニ	100,000

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面の①の所得金額欄へ記入してください。

1.1 事業専従者に関する事項

1.3 事業税に関する事項

事業用に係る事項	
非課税所得など	所得金額 円
損益通算の特例適用前の不認可所得	円
事業用資産の種類	
資産の譲渡損失など	損失額、被災損失額(%)
前年中の閉廃業	
<input type="checkbox"/>	他都道府県の事務所等

1.2 別居の扶養親族等に関する事項

1-2 別居の扶養親族等に関する事項			
1	フリ ガナ	個人 番号	国外 居住
	氏名	住所	
2	フリ ガナ	個人 番号	国外 居住
	氏名	住所	
3	フリ ガナ	個人 番号	国外 居住
	氏名	住所	

配偶者
 30歳未満又は70歳以上
 留学 研究者
 38万円以上の支払

配偶者
 30歳未満又は70歳以上
 留学 研究者
 38万円以上の支払

配偶者
 30歳未満又は70歳以上
 留学 研究者
 38万円以上の支払

1.4 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (該当監査対象)	円
住居地の共同募金会、日本文部省、都道府県、市区町村分(該当監査対象以外)	
条例指定分	都道府県 市区町村

支山した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定期間内に非営利活動法人及び特別法人群衆の外に寄附金を贈りた場合は、寄附金についても、上欄に記入せず、別途「寄附金額控除申告書(一)」に提出してください。

その他の事項・備考欄

配当に関する住民税の特例	円
農業 分離課税用牛	円 免税所得

1.5 新規契約調整控除に問うる一項については、上欄に記入せず、別途「新附企税額控除申告書(二)」を

15 所得金額調整控除に関する事項					
フリ ガナ		納税	年 月 日	特別除加者に 該当する場合	別居の 場合の 住 所
氏名	個人 番号				

記載例<<医療費控除の明細書>>

令和7年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 由利本荘市尾崎 17-456

氏名 本荘 太郎

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の①～③を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目
が記載されたものをいいます。

(例: 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額)(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
甲(2)	甲(2)	甲(2)

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2 医療費（上記 1 以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、

「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

医療費の合計	A (ア+イ) 263,520 円	B (イ+ロ) 110,060 円
--------	-------------------	-------------------

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 263,520 円
保険金などで 補てんされる金額	110,060
差引金額 ([A] - [B])	(マイナスのときは0円) 153,460
所得金額の合計額	2,641,600
[D] × 0.05	(赤字のときは0円) 132,080
[E]と10万円のいずれか 少ない方の金額	100,000
医療費控除額 ([C] - [F])	(最高200万円、赤字のときは0円) 53,460

